

## 私設保育施設入所児童の保護者に 助成金を交付します

問 子育て支援課 子ども保育班

☎(内線)3366

町ホームページ  
「私設保育施設」

子育て世帯の経済的負担軽減のため、私設保育施設(認可外保育施設)に入所している児童の保護者に助成金を交付します。該当となる施設については、お問い合わせください。

### ●対象

次の要件を全て満たす児童の保護者

- 町内在住で、私設保育施設(町外含む)に月単位で入所している児童
- 保護者の就労など、真にやむを得ない事情により児童の保育ができないため、私設保育施設に入所している児童
- 幼児教育・保育無償化の対象となっていない児童

### ●助成金額

児童1人につき月額2,500円

### ●申請期限

4月～9月分は、9月15日(火)までに申請してください。

### ●申請方法

次のものをお持ちの上、子育て支援課へ

- ① 交付申請書
- ② 在籍証明書
- ③ 町保育所条例第3条に規定する保育の認定基準を満たす児童の保護者であることがわかるもの(就労証明書・母子健康手帳など)
- ④ 印鑑

①～③の用紙は町ホームページからダウンロードできるほか、子育て支援課などで配布しています。

## 耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の 固定資産税を減額します

問 税務課 資産税班 ☎(内線)3279

### 申告(適用)期限 令和13年3月31日

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅が、次の要件を全て満たす場合に、翌年度の固定資産税を減額します。申告をお考えの方は、**必ず工事前**にお問い合わせください。



町ホームページ  
「耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の固定資産税を減額します」

### 住宅耐震改修工事

居住部分(1戸当たり120㎡分まで)にかかる固定資産税の2分の1(長期にわたり良好な住宅として、行政庁が認定する、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2)を減額します。

- 昭和57年1月1日以前に完成していた住宅
- 現行の耐震基準に適合した改修工事
- 耐震改修工事費が50万円を超える
- 令和13年3月31日までに行われた改修工事

### バリアフリー改修工事

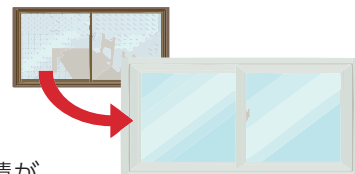
居住部分(1戸当たり100㎡分まで)にかかる固定資産税の3分の1を減額します。

- 次のいずれかの方が居住している
  - 65歳以上の方
  - 要介護認定または要支援認定を受けている方
  - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方
- 改修工事の完了時点で、新築日から10年以上経過している
- 自己負担額が50万円を超える
- 改修後の建物の床面積が40㎡以上240㎡以下(賃貸部分を除く)  
※令和8年3月31日までに改修が終わっている建物については、床面積が50㎡以上280㎡以下(賃貸部分を除く)
- 令和13年3月31日までに次のいずれかの工事が行われた
  - 廊下の拡幅
  - 引き戸への取り換え
  - 階段の勾配の緩和
  - 浴室の改良
  - トイレの改良
  - 手すりの取り付け
  - 床の段差の解消
  - 床表面の滑り止め

### 省エネ改修(熱損失防止)工事

居住部分(1戸当たり120㎡分まで)にかかる固定資産税の3分の1を減額します(認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2)。

- 工事により改修した箇所が、現行の省エネ基準に適合する
- 平成26年4月1日以前に完成していた住宅
- 次のいずれかにより自己負担額が60万円を超える
  - 断熱改修に係る工事費が60万円超
  - 断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超
- 改修後の建物の床面積が40㎡以上240㎡以下(賃貸部分を除く)  
※令和8年3月31日までに改修が終わっている建物については、床面積が50㎡以上280㎡以下(賃貸部分を除く)
- 令和13年3月31日までに次のいずれかの工事が行われた
  - 窓の断熱改修工事(二重サッシ化など)
  - 窓の断熱改修工事と併せて行った床・壁・天井の断熱改修工事



## 提案型協働事業

問 デジタル・協働推進課 協働推進班 ☎(内線)3243

## 令和9年度に取り組みたい事業の提案を募集します

町ホームページ  
「提案型協働事業」

協働事業は、団体と町がそれぞれの特性を生かすことで、地域の公共的な課題をより効果的に解決し、より良い公共サービスの提供などを目指すものです。団体と町などが地域の課題やニーズを踏まえ協働で取り組む「提案型協働事業」の提案を募集します。

## ●応募資格 次の要件を全て満たす法人または団体

- 町内に活動拠点がある
- 団体に属する会員が5人以上（うち3人以上は町内在住）
- 会則を定めている
- 適正な会計処理を行っている

## ●応募方法

8月31日(月)までに所定の提案書に企画書、収支予算書など必要な書類を添えて、デジタル・協働推進課へお持ちください。事前に相談することもできます。応募書類は、デジタル・協働推進課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、あいかわ町民活動サポートセンター、町ホームページで配布しています。

## 「まち美化アダプト」の活動団体を募集します

公園や道路などの身近な公共スペースの美化活動を行う団体を町が支援する「まち美化アダプト事業」の活動団体を募集します。

問 デジタル・協働推進課

協働推進班 ☎(内線)3243

町ホームページ  
「愛川町まち美化アダプト制度」

## ●募集要件 定期的に公園や道路などの美化活動を実施することができる団体(行政区は除く)

## ●対象場所 町が管理する公園や道路などの公共スペース

●活動内容 公園や道路の清掃、除草、樹木の<sup>せんてい</sup>剪定、草花の植え付けなど

## ●町の支援 令和9年度以降の草花の苗の提供、活動表示看板の設置など。また、活動中の事故は町で加入する保険の対象となる場合があります。

## ●応募方法

9月30日(水)までに申出書を直接、デジタル・協働推進課へ。申出書はデジタル・協働推進課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町民活動サポートセンター、町ホームページで配布しています。

令和9年 愛川町二十歳のつどい  
実行委員を募集します

問 生涯学習課 青少年教育班

☎(内線)3643

町ホームページ  
「愛川町二十歳のつどい」

令和9年1月10日(日)開催の二十歳のつどいの企画・運営を行う「愛川町二十歳のつどい実行委員」を募集します。二十歳のつどいを一緒に作りましょう!

## ●対象

平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれで、積極性があり、当日まで責任を持って実行委員として活動できる方 10人程度

## ●活動内容

二十歳のつどいの企画・運営(アトラクションの企画・準備など)。9月ごろから月1回程度、実行委員会を開催し、アトラクションの内容や当日の役割分担などを決めます。

## ●応募方法

8月14日(金)までに生涯学習課へ

## 福祉作文・ポスターを募集します

問 福祉支援課 地域福祉班

☎(内線)3353

福祉への理解や関心を深めるため、日常生活を通じて感じていることや体験したことなどを自由に表現した、福祉作文とポスターを募集します。

## ●規定 各部門とも1人1点まで

## 【作文】

題名は自由、400字詰め原稿用紙5枚以内

## 【ポスター】

画用紙の大きさは45cm×30cm～55cm×40cm、水彩、油絵、クレヨンなどを使用(色を塗っていない箇所があるものは審査対象外)

## ●対象 町内在住の小学生以上の方(高校生は町内在学の方も可)

## ●応募期限 9月2日(水)

2026

あいかわ

## スポーツ・レクリエーション・フェスティバル

スポーツくじ



この事業は、スポーツくじの助成金を受けて行います。

町ホームページ  
「[10.11]2026あいかわ  
スポーツ・レクリエーション・  
フェスティバルを開催します」



県民スポーツ月間関連イベントとして、「いつでも・どこでも・だれでも」楽しめるスポーツ・レクリエーション(約30種目)を体験できる催しを開催します。詳しい内容は決定次第、町ホームページや「広報あいかわ」でお知らせします。

問 あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバル  
実行委員会事務局(スポーツ・文化振興課)  
☎(内線)3633 FAX 046(286)4588  
✉ spobun@town.aikawa.kanagawa.jp

●日時 10月11日(日) 午前9時30分～午後2時(開会式は午前9時から)

●会場 第1号公園および体育館

e-kanagawa 電子申請システム

ソフトテニス  
教室赤ちゃん  
ダービー

## 参加者募集!!

かながわアスリートネットワークメンバーで、元全日本ランキング2位の山口大地さんをお招きした「ソフトテニス教室」と、3歳未満のお子さんの競争「赤ちゃんダービー」の参加者を募集します。

## ソフトテニス教室

●会場 第1号公園テニスコート(雨天時は体育館で実施予定)

●時間 小・中学生 午前10時30分～11時30分(予定)  
高校生以上 午前11時45分～午後0時45分(予定)

●対象 小・中学生の方 30人(先着)  
高校生以上の方 30人(先着)

## 赤ちゃんダービー

●会場 第1号公園体育館 柔道場

●時間 午前11時10分～午後1時(予定)  
クラスにより時間が変わります(1クラス20分程度)

●対象 ハイハイできる3歳未満の子  
年齢ごとの各クラス18人(先着)



昨年の赤ちゃんダービーの様子

## ●申し込み

9月25日(金)までに、直接またはメール、電話、ファクスで  
実行委員会事務局(スポーツ・文化振興課)へ。  
e-kanagawa電子申請システムからもお申し込みできます。

9月から 生活道路の法定速度が  
時速30キロメートルになります

問 デジタル・協働推進課  
交通防犯班  
☎(内線)3245

9月1日から、改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が時速30キロメートルになります。生活道路は、歩行者や自転車の利用も多く、子どもや高齢者が行き交う身近な道路です。交通事故を防ぐため、新しいルールを確認し、時間に余裕を持った安全運転を心掛けましょう。また、制限速度内であっても、天候や道路状況に応じた安全な速度での運転をお願いします。

## 生活道路とは

主に地域住民が日常生活で利用する、中央線のない道路などを指します。住宅街の道路や通学路なども含まれます。



道路標識や道路標示で最高速度が  
指定されている場合は、その速度が  
優先されます。



その他、中央線や車両  
通行帯が設けられて  
いる一般道路などは  
引き続き時速60キロ  
メートルとなります。  
詳しくは警察庁ホー  
ムページをご覧ください。



警察庁ホームページ